

松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例の概要

○提案理由

国民健康保険法施行令の改正に伴い、国民健康保険料の賦課基準を改めるとともに、その他所要の改正を行うため。

○改正要旨

(1) 一般被保険者に係る基礎賦課総額の賦課基準の改正

平成30年4月からの国民健康保険の都道府県化に伴い、一般被保険者に係る基礎賦課総額の賦課基準を改めるための改正を行う。

<現行>		<改正後>	
歳出見込額	<ul style="list-style-type: none"> 一般被保険者保険給付費 前期高齢者納付金 後期高齢者支援金 介護納付金 その他保健事業費等 	歳入見込額 <ul style="list-style-type: none"> 国庫支出金 県調整交付金等 法定内繰入金 前期高齢者交付金 	歳入見込額 <ul style="list-style-type: none"> 保険給付費等交付金(普通交付金) 保険給付費等交付金(特別交付金) 法定内繰入金
		基礎賦課総額 <ul style="list-style-type: none"> 所得割 均等割 平等割 	歳出見込額 <ul style="list-style-type: none"> 一般被保険者国保事業費納付金(医療給付費分・後期高齢者支援金分・介護納付金分) 財政安定化基金拠出金 その他保健事業費等
		基礎賦課総額 <ul style="list-style-type: none"> 所得割 均等割 平等割 保険料減免額 	

※保険料率算定の基礎となる、基礎賦課総額(保険料)は、歳出見込額から歳入見込額を控除した額を基準として算定される。

(2) 保険料の賦課限度額の引上げ

平成30年度の国民健康保険料の賦課限度額について、医療分4万円を引上げ、合計額89万円から93万円に引上げを行う改正に伴うもの。

【年度別の賦課限度額】

(円)

	医療分	後期支援分	介護分	計
平成26年度	510,000	160,000	140,000	810,000
平成27年度	520,000	170,000	160,000	850,000
平成28年度	540,000	190,000	160,000	890,000
平成29年度	540,000	190,000	160,000	890,000
平成30年度	580,000	190,000	160,000	930,000
前年度比較	40,000	0	0	40,000

(3) 保険料の軽減基準の変更

世帯の所得が一定基準以下の場合に、保険料の応益分（平等割額及び均等割額）を軽減する所得判定基準について、経済動向等を踏まえ軽減対象が縮小しないよう1人当たりの軽減判定所得を上げる法令の改正が予定されており、それに合わせて条例の改正を行う。

	軽減割合	基準	被保数	世帯所得
現 行	7割軽減	世帯総所得が33万円以下	—	330,000円以下
	5割軽減	世帯総所得が[33万円+27万円×被保険者数]以下で、7割軽減該当者以外	1人	600,000円以下
			2人	870,000円以下
			3人	1,140,000円以下
	2割軽減	世帯総所得が[33万円+49万円×被保険者数]以下で、7割・5割軽減該当者以外	1人	820,000円以下
			2人	1,310,000円以下
3人			1,800,000円以下	
改 正 後	7割軽減	世帯総所得が33万円以下	—	330,000円以下
	5割軽減	世帯総所得が[33万円+27万5千円×被保険者数]以下で、7割軽減該当者以外	1人	605,000円以下
			2人	880,000円以下
			3人	1,155,000円以下
	2割軽減	世帯総所得が[33万円+50万円×被保険者数]以下で、7割・5割軽減該当者以外	1人	830,000円以下
			2人	1,330,000円以下
3人			1,830,000円以下	

(4) 特例対象被保険者等に係る届出の確認事務の変更

非自発的失業者に係る保険料軽減の届出確認の事務において、現行では、「雇用保険受給資格者証」の提示を求めた上で、事務処理を行っていたが、改正後は、マイナンバーを活用した情報連携によるネットワークシステムの運用開始に伴い、雇用状況を確認することが可能となったことから、申請書のみで届出が可能となる。

なお、申請書に記載された内容と情報照会の結果との間に、齟齬がある場合には、非自発的失業時に発行された「雇用保険受給資格者証」の提示を求めることとなる。